

議案第 35 号

橋本市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を改正する条例について

橋本市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を改正する条例について、別紙のとおり定めたいので、議会の議決を求める。

平成 29 年 2 月 27 日 提出

橋本市長 平木 哲朗

橋本市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び  
 特定個人情報情報の提供に関する条例の一部を改正する条例

橋本市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報  
 の提供に関する条例(平成27年橋本市条例第62号)の一部を次のように改正する。なお、改正部分は、次の表中下線の部分で  
 ある。

改正後	改正前
<p>(趣旨)                      第1条 この条例は、行政手続における特定の個人を識別するための番号                      の利用等に関する法律(平成25年法律第27号。以下「法」という。)第                      9条第2項に基づく個人番号の利用及び法第19条第10号に基づく特定                      個人情報情報の提供に関し必要な事項を定めるものとする。                      (特定個人情報情報の提供)                      第5条 法第19条第10号の条例で定める特定個人情報情報を提供することが                      できる場合は、別表第3の第1欄に掲げる機関が、同表の第3欄に掲げ                      る機関に対し、同表の第2欄に掲げる事務を処理するために必要な同表                      の第4欄に掲げる特定個人情報情報の提供を求めた場合において、同表の第                      3欄に掲げる機関が当該特定個人情報情報を提供するときとする。</p> <p>2 略</p>	<p>(趣旨)                      第1条 この条例は、行政手続における特定の個人を識別するための番号                      の利用等に関する法律(平成25年法律第27号。以下「法」という。)第                      9条第2項に基づく個人番号の利用及び法第19条第9号に基づく特定                      個人情報情報の提供に関し必要な事項を定めるものとする。                      (特定個人情報情報の提供)                      第5条 法第19条第9号の条例で定める特定個人情報情報を提供することが                      できる場合は、別表第3の第1欄に掲げる機関が、同表の第3欄に掲げ                      る機関に対し、同表の第2欄に掲げる事務を処理するために必要な同表                      の第4欄に掲げる特定個人情報情報の提供を求めた場合において、同表の第                      3欄に掲げる機関が当該特定個人情報情報を提供するときとする。</p> <p>2 略</p>

附 則

この条例は、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成25年法律第27号)附則第1条  
 第5号に掲げる規定の施行の日(平成29年5月30日)から施行する。